

Title	ラザール・カルノー断考(上)
Sub Title	On Lasare Carnot (I)
Author	鈴木, 泰平(Suzuki, Taihei)
Publisher	三田史学会
Publication year	1959
Jtitle	史学 Vol.32, No.1 (1959. 4) ,p.38- 48
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19590400-0038">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19590400-0038</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ラザール・カルノー断考(上)

鈴木泰平

### 序 論

革命フランスの軍事的指導者ラザール・ニコラス・マルグリット・カルノーに關しては、一七九三年のワッティニの戦争の指導者として廣く知られている所であるが、革命及至は軍政の分野に於いては、ロベスピエールの巨大な存在に押されてゐるとは云え知られている所は、存外少いやうである。又、革命後半期に於けるブーショット將軍の登場とブリュール・ド・ラ・コート・ドルの活躍によつて、その前半期に於ける活動までも過小評價されている傾きも少くないやうに思はれる。本稿に於いては、もとより、カルノーの全貌を伝え得るものではないが、従前の研究史上の傾向を考慮した上で、國民總員令に至るカルノーの動きを伝え、併せて其の間に於ける若干の革命史上の問題を検討しようと思ふのである。カルノー並びに彼の關與した革命政治上の問題の検討に際して先づ方法上、問題になるのは、その革命軍事史及び革命政治史上の捕え方であるが、この場合、恐嚇政治の形成過程に於ける役割を考へるのが至當と思はれる。しかし、問題は、寧ろその革命史上果した役割の度合乃至は割合よりも、カルノーの行動そのものを規定した革命政治の内的契機にあると見るのがより至當であり、従つて、カルノーを語ることは、當然、革命前期の恐嚇政治を動かしてゐる契機を探ることに通ずる譯である。

(一)

カルノーの研究に際して、先づ注目すべきことは、軍事行政の樞機に参劃する以前に、カルノーが、略一ケ年に亘り、革命軍隊の當面してゐる問題を實際に經驗してゐると云ふ事實である。この經驗は、當然、公安委員としての仕事に生かされる筈であり、又カルノーを動かしてゐるより廣い革命政治に結びついてゐる譯であるが、その經驗の第一歩は、ソアソン駐屯地付委員に任命されてゐることであり、最後にはノール軍團付委員として活動してゐることであつた。従つて、吾々の當面してゐる問題は、先づカルノーの經驗した事實の内容説明にしぼられてくるのである。

扱て、カルノーがソアソン駐屯地付委員に任命された理由については、凡そ次の如き事情によるものであつた。所謂一七九二年の六月二十日の革命は、既に八月十日の革命を豫想させる性格を持つたのであつたが、この場合、何よりも先に必要なことは、新しく兵員を徵募し、軍事力を強化することであつた。次いで新徵集兵を何處に集め、直接的には如何なる役割を果させるべきかと云ふことが問題になつてゐたのである。新兵召集の目的がパリの治安維持に置かれたのは充分理解される譯であるが、問題はパリ駐在までに何處に駐屯地を求めるかにあつたのである。勿論、その駐屯地は、何れに決まるにせよ全く一時的のものであるが、一應ソアソンに決定され、<sup>(註一)</sup>八千に上る新召集兵の維持、訓練が始められたのである。しかし、ソアソンには、既に、他の革命軍の背負つてゐる困難が襲つて居り、こゝに立法議會はカルノー他一名を同地に派遣して問題の検討に當らせることゝしたのである。

ソアソン駐屯地域に關する報告は、大凡、四つに上つて居るが、この中で易も重視すべきは、九二年八月六日付のものであり、これによつて、吾々は、同地域の内外に於ける問題の所在を窺ふことが出来るのである。先づ同報告の中で

指摘されてゐることは、パンの製造過程に於いて、原料、數量等の點に不正の事實があることであり、次いで、教會と舊貴族の反革命的命動きが豫想以上に激しいことである。軍隊に關しては、充分な食糧補給が行はれず、武器、裝備が充分ではないことが認められてゐるに止まり、さして重視すべき事態は存在しないものゝ如くである。以上の點から見ると、同報告の全般を通じて見られる特徴的なことは、寧ろソアソン地域に於ける特殊な事態の検討には程遠く、専ら革命精神の傳播の度合が焦點になつてゐることであり、偶々、ソアソン地域の如き、北部國境の要衝に於いてそれが、稍、強く現はれてゐると云ふことに止まつてゐるのである。少くとも報告に従ふ限り、吾々は、革命軍隊の維持訓練が不可能の状態にあるとは思はれず、軍隊の運用に關しては、重視すべき問題を指摘し得ないのである。従つて、カルノーの同地域派遣は、革命精神の一般的浸透を現實に測定、把握しようとする立法議會の動きに即應したものに止まり、これ以上のことを想定するのは困難になるのである。この報告に關して、次ぎに問題とすべきは、一應、問題の所在を呈示しながらも、その背後に於ける事情の分析を深く追求してゐない事實であろう。このことは、又カルノーの爾後の報告を検討する場合にも留意すべき問題點であると思はれる。

處でカルノーのソアソン駐屯地域付委員としての職務は、思ひがけない事態の勃發により、中途にして免ぜられ、新たにライン軍團付の政治委員としての活動が始められ、カルノーの將來を切り開くべき一轉機が將來されてくるのである。云ふまでもなく、當面、問題になつてくるのは、八月十日革命の處理であり、特にその軍隊に對する影響には無視し得ざるものがあつた。こゝで先づ取り擧げられる問題として、革命精神の軍隊への浸透が検討されたのは、蓋し、當面の事態に於いては、當然であり、こゝにカルノーに革命と軍隊との結び付きと云ふフランス革命史上、最も困難にして且本質的な課題が背負はされてくるのである。

ライン軍團付政治委員に任命されたカルノーはかゝる状態に於いて、赴任後一週間にして早くも、軍團長ピロン將軍の革命政府への忠誠を誓はせるのに成功し、次いで革命軍隊としての装備、編成の充實を期して居たのであるが、ライン軍團に關する彼の數多の報告は、同軍團を始め、ライン方面守備隊が全般的に軍隊としての機能を著しく缺いてゐる事實を裏書してゐるのである。就中、もつとも問題であつたのは、軍隊の編成及び戦力の低下であり、野戦軍として直ぐに動かし得るものは極めて僅少であつた。この軍隊編成上、何よりも先きに検討さるべきは正規軍と革命志願兵の融合が巧く行はれず、その上、上層指揮官の革命精神が殆んど信用し得ない状態にあることであつた。革命志願兵と正規軍の混融一體化については、革命の當初以來、一貫して困難な課題になつてゐたのであるが、八月十日革命後のフランスを廻る軍事、外交上の情勢の變動に伴ひ、其の急速な解決は、革命政府の最大の課題になつてきてゐたのである。カルノーの報告に於いて、此の一體化に關する記述が多く見られるのは誠に當然であり、又カルノーの最大の關心事にもなつてゐたのは當然肯ける所と云えよう。

拔て、こゝで、考へるべき重要なことは所謂、正規軍が八月十日革命までに至る、フランス革命の推移に如何なる態度を持してゐたかと云ふことである。オーラーの史料集等に見られる限り、確かに、一般的には大革命の勃發と民主的體制の發展は歓迎されて居り、存外、從順に革命的事態に従ふ意向を示してゐるのであるが、しかし、このことは、必ずしも革命政府の軍隊に對する措置を全面的に容認してゐることにはならないのである。カルノーのこの點に關する報告は、軍隊の革命政府に對する態度に關して、若干、微妙な問題があることを示してゐるのである。<sup>(七)</sup>その點に關して、先づ指摘さるべきことは、國境第一線部隊の待遇が、後方部隊と略々同様であり、格別な優遇措置が與えられてゐないと云ふ不満である。次ぎに問題なのは、給與が全額アッシニヤで仕拂はれた上、他の地域よりも國境地

域に於ける實質價格が低く、僅かに四十三パーセントの購買能力しかないことである。各部隊の指揮官は、増給が認められない場合は、半額分を硬貨による仕拂を要求してゐるが、この點は、革命軍隊の運用上、微妙にして重大な問題があることを立證してゐるとも云えよう。

革命軍の運用に關して、次ぎにとり擧げられてゐるのは、必要物資が缺乏し、特に國境地域に於いては、それが甚だしく悪化してゐることである。<sup>(八)</sup>カルノーの報告を通じて見られる如く、恐らく、革命政府が巧くしかも強力に軍隊を掌握するには、その抽象的な政治理想とは別箇に、かゝる現實的な裏付を必要としてゐる譯であるが、その早期に於ける全面的な事態の解決は、希み得べくもないことであり、大革命を支配してゐる指導理想が當然、検討されなければならなくなるのである。

カルノーの報告に於いて、次ぎに關心を惹起するのは、ブローグリー、ルツクナー等の部隊上級司令官の更送とラフアイエットの亡命及びそれに代はるデュムーリエ將軍のノール方面軍指揮官の新任記事である。報告に關する限り、ブローグリーの解職は、その反革命的精神が理由とされてゐるが、<sup>(一〇)</sup>ラフアイエツト將軍の亡命については、單に事實が述べられてゐるのに過ぎない。革命軍の再編成、革命精神の軍隊への浸透等の見地からすれば、かゝる一聯の動きは理解に難くはない。恐らく、カルノーを始め同軍團付の委員の最大の仕事は、この一點にあつたかも知れないのである。しかし、よく検討すれば、問題はより深い所にあつたかと思はれる。即ち、軍隊上級指揮官の相次ぐ離背と數多の反革命陰謀の事實は、結局は革命政府の將來を暗い眼をもつてみる事實を端的に現はしてゐるものであり、八月十日革命前後に於いて革命政府の蓬著してゐる事態が、極めて憂慮すべきものであることを物語つてゐるとも考えられるのである。換言すれば、このことは、吾々の豫想に反して、八月十日革命後の臨時革命政府の政治理想が余りにも飛躍し過ぎ

たものであり、しかも必要な革命政治の指導力を持ち合はせてゐなかつたのではないかと思はれる。斬様に考えるのが許されるならば、ダントンを主班とする臨時行政委員會は、文字通り、寄合ひ世帯であり凡そ革命的な統治理想と現實的な政策も持ち合はせてゐなかつたのではないかと思はれるのである。従つて、このことは、他の問題の解決を含めてより新しいより廣範な基礎に於ける統治體制の創出を想起させることにもなる。何れにしても、カルノーの報告は、この點に於いて、シロンド革命政府の限界を間接的にもせよ裏書きしてゐる材料と云はなくてはならない。これに關聯して、カルノーが八月二十二日付の報告に於いて、フィヤン派の分裂に言及してゐるのは、極めて示唆的であると云えよう。

ライン軍團付委員としての報告に於いて、最後に興味があるのは、對スイス及びオーストリアとの關係に於いてバーゼルがその重要性を指摘されてゐることである。<sup>(二二)</sup>彼の報告によれば、軍事上に於いては、ピエール・ペルテュイ峠に通ずる關門として北東部フランスの要衝であるバーゼルは、又通商上、極めて、重視すべき地位を占めて居り、バーゼルの確保するか否かは、今後の革命フランスの動向に重要な影響があるとされてゐるのであるが、バーゼルを重視する理由は、充分肯ける所とは云え、未だ全面的な封鎖を行はれてゐない當時としては、果して通商上、どの程度の機能を營んでゐたかは疑問の余地のある所であらう。詳細な通商上の材料に接し得たない吾々としては、その革命フランスの國家經濟に占める地位に充分検討を與え得ないのであるか、恐らく、カルノーの報告を通じて見られる如く、同地域のみにアッシニヤに代はる硬貨の取引を認めようとしてゐる所を見ると、<sup>(二三)</sup>革命フランスの通商上の條件は、想像以上に惡化してゐるのが推定されるのである。しかし、カルノーの報告に據る限り、バーゼルを含めたスイス・カントンは單に政治上の友好圏としての意義が認められるに止まり、<sup>(二四)</sup>より廣く、革命フランスの經濟的重要性は考えられてゐない憾み

があるやうに思はれる。唯、この間、カルノーがバーゼル隣接都邑がバーゼルとの通商上の連絡が絶たれた場合、事實上同地域在住労働者は生活手段を失ふに至ると述べてゐるのが注目されよう。何れにせよ、カルノーには革命フランスの近き將來に於ける經濟的事態については、確たる見透しがなかつたのは確かである。

カルノーのライン軍團付委員としての活動は以上の如く、既に或る程度の機構と機能を持つてゐる軍團間に於いてのことであるため、本質的な活動は希み得べくもなく、行政視察の程度に終らざるを得なかつたのは止むを得ないことでもあつた。しかし、九二年九月二十三日に入るとカルノーは、バイヨンヌ・ピレネー地域の政務委員に任ぜられ、新しい情勢の展開を控えて從來にない積極的な建設的作業に従つて居り、その動きは漸く單なる政務報告を越えて革命政治の核心に觸れるものを持つてくるのである。イスパニヤを控えたピレネー地域は、勿論、未まだ戦闘區域ではないが、漸次戦争の氣配を見せて居り、この新しい事態に於いてカルノーの活動には極めて注目すべきものがあつた。バイヨンヌ駐在のカルノーが判断した當面の情勢に對應すべき政策は、先づ軍隊の整備と補給の處理であり、カルノーは、近き將來豫想される對イスパニヤ戦争に備えて約六萬の軍隊とこれに必要な軍用倉庫の設立を期してゐるのである。<sup>(一三)</sup>カルノーの報告は、<sup>(一四)</sup>この點に關して、問題は、補給の全般的な整備と道路の修復にあるとし、そのために全力を傾注すべきであるとしてゐる。同様の報告が繰り返して送られてくる事實からすれば、恐らく、ピレネー地域には、當時としては、他に見られない困難に襲はれてゐたかと思はれる。

ピレネー地域の食糧補給の困難さは、處で、大規模な軍團設立以前からのことであり、恐らくその最大の原因は、穀物等の主要物資の海路による輸出並びに移出であつた。それ故、カルノーは、直ちにその輸出乃至は他地域との移動の禁止措置を措つてゐるのである。<sup>(一五)</sup>補給問題に關聯してゐることは、結局は農地の生産性乃至は土地所有制度であるが、九



二年春から構想されてゐた農地分割法は、この大土地所有制下にあるピレネー地域にも微妙な影響を與えて居り、大土地所有者乃至は上層農民の食糧供給には重大な障害を與えてゐるのは充分考えられる所である。カルノーはこれに關しては、鋭く農地分割法令と補給の相互關係を指摘してゐるが、カルノーは、同法令をもつて、公共の敵であると共に至る所で「恐嚇」を投げつけ、凡ゆる産業を破壊する全般的鋒起を促すものとして、農地の公有化分割は相續法及び徵稅制で行はるべきだとしてゐる。これより見れば、恐らくカルノーは、革命の、余り急激な社會主義化を希まない側に屬してゐるものゝやうであり、カルノーの革命政治に於ける位置規定に一つの有力な材料を提供してゐるものと言えよう。何れにせよ、カルノーの當面行ふべきことは、必要物資の補給とピレネー軍團の創設にあつたため、事態の根本的改革が見送られてゐるのも確かである。

同地域の補給に關して、問題なのは、必要な財政上の裏付が一向に行はれてゐないことであり、カルノーは絶えず國庫に必要な經費の仕拂を求めなければならぬ状態であつた。それ故、彼は沒收された國有財産の賣却及び教會財産の沒收に同意し、<sup>(一七)</sup>出來る限り、經費を自ら調達しなければならぬ立場に置かれてゐたのである。

カルノーのピレネー地域駐屯政務委員としての報告の中で、最も興味深いのは、ピレネー軍團の創設構想であらう。<sup>(一八)</sup>報告に據ると、<sup>(一九)</sup>軍團人員を六萬とし、<sup>(二〇)</sup>人件費を百參伍萬に押さえ、七ヶ月の必要穀類を九萬サックと推定してゐる。

この數字は、勿論、平時編成を基礎にしてゐるので、作戦行動の場合には、大幅に殖えることは充分窺える所であるが、カルノーの軍團創設の作業は、凡そ適確な出發をしてゐると見て差し支えないであらう。カルノーは、此の他補助食糧、馬糧等にも明確な數字を提示し、<sup>(二一)</sup>充分な必要物質の調達を企圖してゐるが、こゝで問題なのは、補給物資の調達、供給の仕方に關しては何等觸れてゐないことである。特に軍團創設が九月に決定され、十二月にその運用の細目が決定した

にもかゝらず補給の方法に關して、従前の方法を踏襲しようとしてゐるに止まり、何等創意が見られないのは、カルノーの軍事行政に於ける一つの限界を示すものと云ふ他はないであらう。何故ならば、北部方面部隊は、既に、補給戦争の形態をとつて、パラチナー區域に其の供給源を求めようとしてゐる段階にあつたからである。<sup>(111)</sup>

扱て、カルノーのピレネー地區駐在は、その國防委員會委員就任のため九三年初頭に終はり、こゝに中央政府の一員としての活動時期を迎えることとなる。

カルノーの革命政府委員就任に當り、最初に出會つたのは、九三年一月十七日のルイ十六世の裁判であるが、彼は明確に死刑執行に賛成してゐる。次いで、彼が主として當つたのは、革命軍の作戦に伴ふベルギー、モナコ等のフランスへの併合であるが、これは、別にカルノーの意向に如何にかゝらず打ち出されてきた政策であり、彼は、主として軍事上の觀點からその決定に加つてゐるのに過ぎない。寧ろ吾々は、カルノーの活動の積極的な面を三十萬兵員徵收令の施行に求め得るのである。反革命の全般的な混亂状態に於いて、この有名な新徵兵令は、革命政治の現段階に於いては多くの困難を含んで居り、特にそれは反革命に絶好の機會を與えるものとして、問題の多いものであつた。カルノーは、これに對してその完全な施行こそ革命政治の前進と反革命を抑壓し得る唯一の方法であるとして、三月九日、有名な八十二名に上る地方派遣委員を各縣に派遣することとしたのである。この地方委員制度は、近く登場を豫想させる公安委員會の活動の第一歩でもあり、又事實上の恐嚇政治の發足を意味するものであるが、カルノーにとつては、恐らく、徵兵令施行の方法としてか考えられてゐなかつたものと思はれる。何故ならば、高度の社會主義的實驗を伴ふ恐嚇政治は、農地法の場合に於いて見られる如く、カルノーには納得し難たい革命政治であり、「祖國フランス」の觀念が彼には至上命令であつたからである。

カルノーの革命政府の一員としての仕事は、そのノール縣付委員としての轉出により二ヶ月余で終つてゐるが、カルノーの眞價が始めて發揮されるのは、實にこのノール縣付委員として徴兵令の施行、要塞の整備、ノール縣の補給及びフランドル・マリティムの作戰に活躍する場合である。

註一 Correspondance Générale de Carnot, Tome I, p. 1.

一' op. cit., Tome I, p. 10—23.

二' op. cit., Tome I, p. 13—14.

三' op. cit., Tome I, p. 32—33.

四' op. cit., Tome I, p. 37.

五' op. cit., Tome I, p. 46—7.

六' op. cit., Tome I, p. 47. 尙'當時のライン軍國は四萬八千から成る。

七' op. cit., Tome I, p. 47. 尙'當時のライン軍國は四萬八千から成る。

八' op. cit., Tome I, p. 47. 57.

九' op. cit., Tome I, p. 55.

一〇' op. cit., Tome I, p. 70. 79.

一一' op. cit., Tome I, p. 101—4.

一二' op. cit., Tome I, p. 118—9.

一三' op. cit., Tome I, p. 186—7.

一四' op. cit., Tome I, p. 187. 285.

一五' op. cit., Tome I, p. 213.

一六' op. cit., Tome I, p. 187.

一七' op. cit., Tome I, p. 287.

一八' op. cit., Tome I, p. 289—306

軍國創設の目的は防衛的であるとされてゐる。

一六 op. cit., Tome I, p. 296.

一〇 op. cit., Tome I, p. 298. 一三五萬の中硬貨は六〇萬アッシニヤは七五萬である。

二七 op. cit., Tome I, p. 299—306.

三三 「史學」三〇ノ三参照。